

豊前市新型コロナウイルス感染症対策福祉施設等応援事業 Q&A

令和2年7月1日

Q1 今回の応援事業の目的は何か。

A1 新型コロナウイルス感染症対策のために講じた関連諸経費の支出増加に関し、事業継続支援を目的としています。応援事業として、10万円のぶぜんお買い物エール券を交付します。

Q2 どのような施設が対象となるのか。

A2 令和2年5月1日時点において、市内に事業所を有し、かつ、応援金の申請時点で事業を継続している福祉関連法人、医療機関等です。ただし、豊前市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力店舗支援金又は豊前市新型コロナウイルス感染症対策事業者応援金の支給を受けた事業者等は除きます。

Q3 対象となる施設の種類について詳しく知りたい。

A3 以下の①から④のいずれかに該当する法人もしくは医療機関等となります。

- ① 介護サービス事業者等：介護保険法第8条並びに老人福祉法第20条の4から第20条の6まで及び第29条に定める介護サービスを行う法人
- ② 障害福祉サービス事業者等：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項から第21項まで及び第26項から第28項までに定める障害福祉サービス並びに児童福祉法第6条の2の2第1項及び第7項に定める障害児通所支援及び障害児相談支援を行う法人
- ③ 子ども子育て関連事業者：児童福祉法第7条に定める保育所及び学校教育法第22条に定める幼稚園
- ④ 医療機関等：医療法第1条の5に定める病院及び診療所並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局

Q4 複数の事業所を経営しているが、それぞれの事業所で申請できるのか。

A4 市内に複数の事業所を所有している場合、同一法人であれば申請は一つとなります。

Q5 申請はどのように行うのか。

A5 法人もしくは医療機関等が豊前市新型コロナウイルス感染症対策福祉施設等応援金支給申請書(様式第1号)を令和2年8月末までに市に提出してください。

Q6 申請者は誰になるのか。

A6 法人の代表者（個人事業者の場合は代表者個人）となります。主たる事務所（本社等）が市外にある等の理由で代表者での申請が難しい場合は、市内の事業所の代表者でも構いません。ただし、一法人につき一回の申請となります。判断に迷う場合は、ご相談ください。

Q7 エール券はどのようにもらえるのか。

A7 申請受付後、市が審査し、支給を決定します。決定後、エール券を各担当窓口で支給します。受取りに来られる方は身分証明となるもの（職員証等）を持参してください。受取りの際、受領書の記入をお願いします。